

【2012年1月25日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第64号 ■

【今号の内容】

- 平成24年7月1日から「改正育児・介護休業法」が全面施行されます
 - 「母性健康管理研修会」を開催します
 - 「ポジティブ・オフ」セミナーを開催します
-

平成24年7月1日から改正育児・介護休業法が全面施行されます

男女ともに仕事と家庭が両立できる働き方の実現を目指し、平成21年に育児・介護休業法が改正されました。従業員数100人以下の事業主には、これまで以下の制度の適用が猶予されていましたが、本年7月1日からは、全ての企業が対象となります。

新たに対象となる企業では、あらかじめ制度を導入した上で、就業規則などに記載し、従業員に周知する必要があります。施行まで半年を切りましたので、制度の導入が済んでいない場合は、早急に導入していただきますようお願いいたします。

【平成24年7月1日から適用となる 改正育児・介護休業法の主な制度概要】

(1) 短時間勤務制度

- ・事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、本人が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けなければなりません。
- ・短時間勤務制度は、就業規則に規定しているなど、制度化されている必要があります。運用だけでは不十分です。
- ・短時間勤務制度は、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含めなければなりません。(1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務を選ぶことができる制度を設けた上で、そのほか、例えば1日の所定労働時間を7時間や5時間にする措置や、隔日勤務で所定労働日数を短縮する措置などをあわせて設けることも可能です。)

(2) 所定外労働の制限

- ・3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は従業員の請求を拒むことができます。

(3) 介護休暇

- ・ 要介護状態（※）にある家族の介護や世話をを行う従業員は、事業主に申し出るにより、介護する家族が1人ならば年に5日、2人以上ならば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

※ 「要介護状態」とは、負傷、疾病または身体上・精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたって常時介護を必要とする状態をいいます。

【改正育児・介護休業法の全面施行のパンフレット】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h23_9.pdf

【お問い合わせ】（最寄りの都道府県労働局雇用均等室へ）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>

産業保健スタッフ、人事労務担当者の皆さまへ 「母性健康管理研修会」を開催します

男女雇用機会均等法では、事業主に対して、妊娠中および出産後の女性労働者のための適切な母性健康管理を行うよう義務付けています。そこで、厚生労働省では、産業保健スタッフ（産業医、医師、保健師、看護師、衛生管理者）や人事労務担当者などを対象に、「母性健康管理研修会」を開催しています。

働く女性が増える中、母性健康管理の理念や労務管理の実際、スタッフの役割などについて、理解を深める機会として、この研修会をぜひご活用ください。参加は無料です。

☆2月の開催予定

[大阪]	2月1日(水)	13:30~17:00	大阪府社会福祉会館
[京都]	2月2日(木)	13:30~17:00	京都府中小企業会館
[山形]	2月6日(月)	13:30~17:00	山形テルサ
[島根]	2月13日(月)	13:30~17:00	松江テルサ
[広島]	2月15日(水)	13:30~17:00	広島市中区民文化センター
[石川]	2月22日(水)	13:30~17:00	石川県文教会館
[福井]	2月23日(木)	13:30~17:00	福井市研究センター
[長崎]	2月27日(月)	13:30~17:00	長崎勤労福祉会館
[北海道]	2月29日(水)	13:30~17:00	札幌コンベンションセンター

※ 参加希望者が定員に達した場合は、申し込みを締め切らせていただきます。
あらかじめご了承ください。

【詳しい開催日時・場所と参加申し込み】

<http://www.itinfo.jp/bosei/>

【お問合せ先】

「母性健康管理研修会」事務局

TEL : 03-5294-2429 FAX : 03-5294-2470

Email : bosei@tempmedia.co.jp

（電話の受付時間 10:00 ~ 17:00 土、日、祝日を除く）

「ポジティブ・オフ」セミナーを開催します

観光庁が内閣府、経済産業省、厚生労働省と共同で提唱・推進している「ポジティブ・オフ」運動（※）の一環として、人事・労務担当者向けセミナーを東京都内で開催します。

セミナーでは、経営的観点から見た休暇の意義・重要性についての基調講演や、運動に賛同する企業のケーススタディ、意見交換などを行いますので、ぜひご参加ください。参加は無料です。

☆開催日時

【東京・千代田区】 2月2日（木）13:30~16:30 日経・大手町セミナールーム2

【詳しい開催日時・場所と参加申し込み】

<http://www.face2.jp/posioff0202/>

※ 「ポジティブ・オフ」運動とは「休み＝オフ」を「前向き＝ポジティブ」にとらえ、休暇を取得して外出や旅行を楽しむことを積極的に促進する取り組みです。

【観光庁ウェブサイト「ポジティブ・オフ」】

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/positive-off/>

- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
- ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
- ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
- ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
- ★注意事項についてはこちらをご覧ください。
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
- ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。

=====